

はじめに

高崎市等広域消防局(以下「当消防局」という。)は、群馬県の中西部に位置し、高崎市と安中市の2市で構成されており、管轄人口は約40万人、職員数は約450人である。人口規模に比較して防火対象物が多く、予防面においては、立入検査数が多いことが特色のひとつにある。

本事例は、当消防局が本格的に違反処理に

取り組みはじめた時期、違反処理草創期から覚知していた物件であったが、是正にかなりの時間を要したものである。違反是正の理想は、早期改善、早期是正であり、早くスムーズに違反処理できたお手本となるような事例ではない。しかし当消防局が、初の告発に試行錯誤しながら、また相手側の悪態に悪戦苦闘しながら、違反処理を進めた結果、時間はかかったが、最終

告発し、起訴されたにもかかわらず、 営業を続けた 物販店舗に係る事例

高崎市等広域消防局予防課予防査察係 早川響平

観音山丘陵から臨む高崎市内





建物の外観



増築部分のミニ四駆サーキット場

的には是正に至った事例である。

告発を経験していない本部や違反処理が進んでいない本部の参考になると思い、この機会に執筆させていただいた。

事例の概要

本事例は、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯について設備設置命令を発令したが、設備を設置しなかったため、告発し、起訴され、略式命令を受けたにもかかわらず、その後も3年以上営業を続けた事例である。当消防局は、平成19年に立入検査拒否による告発を全国で初めて実施しているが、消防用設備等設置命令違反での告発は、これまで経験していなかった。他の事案では、警告、命令などの違反処理又はその前段の行政指導により是正させてきたが、本事案においては、命令後も全く是正に向けた進展が見られなかった。とはいえ、「告発すれば、さすがに是正されるだろう」と考えていたが、告発からは正まで時間を要することとなった。

防火対象物及び違反の状況

用 途	玩具店((4)項)
規 模 ・ 構 造	その他の構造 地上2階 延べ面積385㎡
建 築 年 月 日	昭和53年(新築) 昭和60年(増築) 時期不明(増築)

所 有 者	A(個人所有)
管理者・占有者	B(個人事業主)

本対象物の用途は、ミニ四駆、ラジコン、プラモデル、ドローンなどを主に取り扱っている物品販売店舗である。昭和60年の消防同意時は、消火器、非常警報設備、誘導灯が設置義務対象に該当し消防同意を受けていたが、300㎡未満であったため、消防用設備等の検査は実施していない。

平成元年から平成17年まで、数回の立入検査を実施し、いくつかの軽微な指導事項はあったが、屋内消火栓設備、自動火災報知設備の設置義務はなかった。

しかし、平成22年の立入検査で、占有者の造作による増築に起因する面積の増加及び開口部封鎖による無窓階への変更を覚知する。これにより屋内消火栓設備、自動火災報知設備の設置指導を開始するが、平成22年当時の当消防局には消防用設備等未設置違反に対して違反処理を行う体制もノウハウも幹部の理解もなかったため、粘り強い指導という名のもと、行政指導を繰り返すにとどまっていた。

違反処理の開始

違反処理に移行できていなかった当消防局であるが、全国的な違反処理機運の高まりや平成30年4月からの違反公表制度の開始を控え、本格的な違反処理に平成27年度から取り組みはじめた。本対象物ももれなく違反処理の対

象となり、違反処理及び告発後の経過は次のとおりである。

平成29年11月	警告
平成30年4月	公表決定通知書交付
平成30年6月	再警告
平成30年10月	命令
令和元年10月	告発
令和2年5月	警察捜査
令和2年6月	検察へ送致

警告を2回していることに対して、疑問に思う方も多く、その理由を聞かれることがあるが、2回交付を行った合理的な理由は特段ない。恥ずかしい話であるが、当消防局では、平成30年度当初、命令を発令したことがなかった。そのため、命令に移行する前の最終通告として、もう一度警告書を交付したものである。

また、消防側においては、これで是正されなかったら、「命令に移行する」という決意の表れでもあった。この辺りは、違反処理に取り組みはじめたばかりだった当消防局の実情として察していただければ幸いである。

関係者の動向

本事案が長期にわたり違反が継続した最大の原因は、所有者A（以下「A」という。）と管理・占有者B（以下「B」という。）の関係性である。

Aは、毎月数十万円の賃料を約40年間欠かさずもらっていたため、Bに立退きを言い出せなかった。

また、建物管理をすべてBに任せており、「お店のことはBに言ってくれ」と言うだけで、Aの当事者意識は、極めて希薄であった。そのためAは、設備設置等の是正措置に対して主導権を握ろうとしない状態であった。

なお、後の質問調査では、「賃料が惜しいと思っている」という発言があった。結局、Aは、お金が惜しいから立退きを言い出せず、具体的は是正に向けた動きをしない状態であった。

次に、Bは、盗難に複数回遭っていることを

理由に、有効な開口部確保に全く理解を示さなかった。さらに火災発生の確率が低いことや小規模店舗であることを理由に自動火災報知設備設置の必要がないと持論を主張していた。また、管理については任されているため、設備設置等の是正指導は自分にするよう言い、Aに気を遣う様子を見せていたが、これもAから立退きや契約破棄を求められないためでもあると思われた。

命令書等の名宛人は固定設備の設置命令のためAとしたが、当初、改修の指導を直接するのはBにしていた。当消防局としてもBは、是正指導は自分にするように主張していたことや、違反発生の経緯としても占有者による増築や開口部の変更の問題が大きいいことから、Bに対しての指導が適当と考えていた。しかし、Bは、消防の指導には全く理解を示そうとせず、悪態をつき、消防職員に罵声を浴びせ、威嚇し、消防が諦めることを狙っていたと思われた。

この2人の関係性が是正に至らない最大の原因であり、是正は一向に進まなかった。

告発書の提出と報道発表について

令和元年10月に告発書を管轄警察署へ提出し、受理された。告発書については、警察へ事前相談し、それまでの詳細な見分及び調査資料によりスムーズに提出することができた。提出後にいくつか警察から質疑を受け、第三者が見ても分かる資料作りを警告、命令時から意識するのが大事であると改めて感じている。

また、告発書の提出後に報道発表について検討した。報道発表することで、社会的な制裁を受けるため、是正への動きが加速する可能性がある。さらに、市民に広く周知することで当消防局の予防行政に対する信頼の向上も見込め、その他の指導中物件においても是正の進捗が加速され、かつ類似事案に対する抑止にもつながることが期待できる。

一方で今回はAを告発しているため、占有者側からのクレームや訴訟提起のリスクも生じてくることが懸念された。そして、何よりも

告発書の提出から警察が捜査を開始するまでに時間を要しており、警察の立場や捜査の支障となることも考慮すると先行して新聞報道などがされてしまうのは不相当である可能性が考えられた。警察にも相談したところ「捜査の前の報道発表は控えてほしい」との話があり、これに従った。

そして、警察の捜査後に再度、報道発表を検討したが、告発書への提出から半年以上の時間が経過しており、時機を失したこと及び警察の立場を考慮し、やはり報道発表は行わなかった。

しかし、タイミングが合う場合は、期待される効果も大きいことから積極的に報道発表を検討してもよいのではないかと感じた。

処分の決定及びその後の経過

【処分の決定(令和2年12月)】

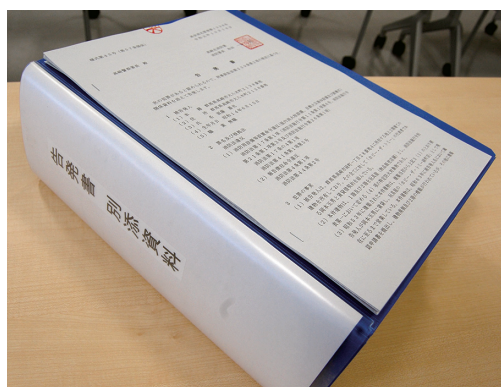
罪 名	消防法違反
処 分 区 分	起訴
罰 金	30万円

是正指導と相手方の対応について、平行線が続く中、ついに本告発に対して、処分が決定された。略式命令で罰金30万円の刑罰が下されたのである。

ここで一つ目の誤算があった。当消防局には、「告発すれば、さすがに是正されるだろう」という考えがあった。しかし、起訴され、処分が決定されても、全く是正されなかったのである。

なお、罰金額について検察の担当者へ金額が低いのではないかと問い合わせたところ、「初犯であることや、他の刑罰における罰金額などを総合的に考慮して、決定した」と回答をいただいた。

本事案で当消防局は、初めて消防用設備等の設置義務違反で告発を行った。本事案は、命令自体も当消防局で3事例目であり、違反処理自体が組織に浸透しきっていない中、未知の領域となる告発へ進んでいった。初めてのことは、当然分からないことばかりで、不安が尽きなかったが、全国違反是正支援アドバイザーから助言



告発書及び同時に提出した別添資料

をいただいたり、弁護士相談事業を活用したりしながら、試行錯誤の末、勇気を持って告発を進めていった。しかし、告発しても是正されず。これは消防側の誤算だった。

告発しても是正されないのであれば、果たして告発した意味はあったのかという疑問も浮かんだが、告発した意味は十分にあったと感じた。この起訴を受けて、当事者意識が極めて希薄であったAがようやく本気で動きを見せはじめたからだ。そのため告発なくしては、是正はなかったと感じている。

明渡し訴訟の開始

起訴処分が確定し、Aがようやく自ら見積もりを取るなどの具体的な動きを見せはじめたところに、それまでは何も関わりのなかった不動産会社Cが介入し事態は急転した。Aは、不動産会社Cに紹介された弁護士に依頼し、Bに対して、まずは口頭で退去通告をしたのち、書面通告。そして書面通告しても退去しないため、すぐに明渡しの訴訟が開始された。退去期限も1か月と短く設定され、かなりのスピード感で民事訴訟が開始されたのである。

【明渡し訴訟の請求内容】

- ①土地・建物の明渡し
- ②明渡しまでの間は、1か月数十万円の賃料の支払い
- ③訴訟費用は、被告(B)の負担

起訴後の消防の対応について

起訴処分が確定したものは正されていないため、消防側も更なる対応について次のように検討した。

①使用停止命令

②再命令の後に再告発

まず①については、営業の状況が何も変わっておらず、火災危険性や緊急性が増大したわけでもないため、発令するのは妥当ではないと判断。さらに設備設置命令に従わない者がより強い措置命令である使用停止命令に従うとは考えられなかったため、発令は控えた。

次に②については、再度調査をして再命令、そして履行期限を過ぎてから、また改めて調査をして再告発。前は告発書の提出から起訴決定まで1年以上かかっていた。警察等ももっと早く対応してくれる可能性も十分考えられたが、再告発の違反処理は、少なくとも1年以上かかる見込みであった。

一方で訴訟の方は、民事訴訟の平均期間が、10.5か月。さらにAが依頼した弁護士に伺ったところ、1年程度で決着がつく見込みであると説明を受けた。

これにより、時間的な問題があったことと、名宛人となるAは、是正に向けて訴訟を開始したことを受けて、更なる違反処理は行わず、訴訟の経過を見守ることとした。

明渡し訴訟の行方

訴訟の経過を見守ることとしたが、当時はコロナ禍の真っ只中で、訴訟期間が通常より延長された。1年程度で決着がつくと見込んでいたところ、和解成立まで訴訟開始から1年半近くかかった。これが二つ目の誤算であった。しかし、和解が成立したと聞き、これでようやく是正されると思ったが、和解内容を確認し愕然とした。

【和解内容】

退 去 期 限	令和6年3月末
解 決 金	数百万円
賃 料	数十万円／月



高崎白衣大観音

退去期限が令和6年3月末！？ 令和4年11月末に和解が成立し、和解内容を消防が確認したのが令和4年12月。退去期限は1年以上先であったのだ。これが三つ目の誤算であった。訴訟の決着がつけば、すぐに退去し本事案も是正されると思っていたが、これも経験不足ゆえに予見できず、誤算となった。

終わりに

本事案は、最終的には和解内容どおりの期日にBが退去し是正となった。なお、退去後に建物は取り壊された。

全国的にも消防用設備等設置違反による告発事例はまだそれほど多くはないと思われるが、告発案件はすべて是正されていると認識している。そういったことから「告発すれば、是正されるだろう」と期待していた。また、「民事訴訟の決着がつけばすぐに是正されるだろう」とも期待していた。これらの期待は外れ、いくつもの誤算が生じた。是正まで違反処理開始から6年以上の時間を要してしまったが、最終的にはどうにか是正することができた。

反省すべき点も多く、決してお手本となるようなものではないが、告発しても是正されなかった稀有なこの事例を通して、全国の消防本部の違反処理推進に寄与できれば幸いである。